

## 告 示

### 埼玉県告示第八百三十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年埼玉県告示第六百五十三号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

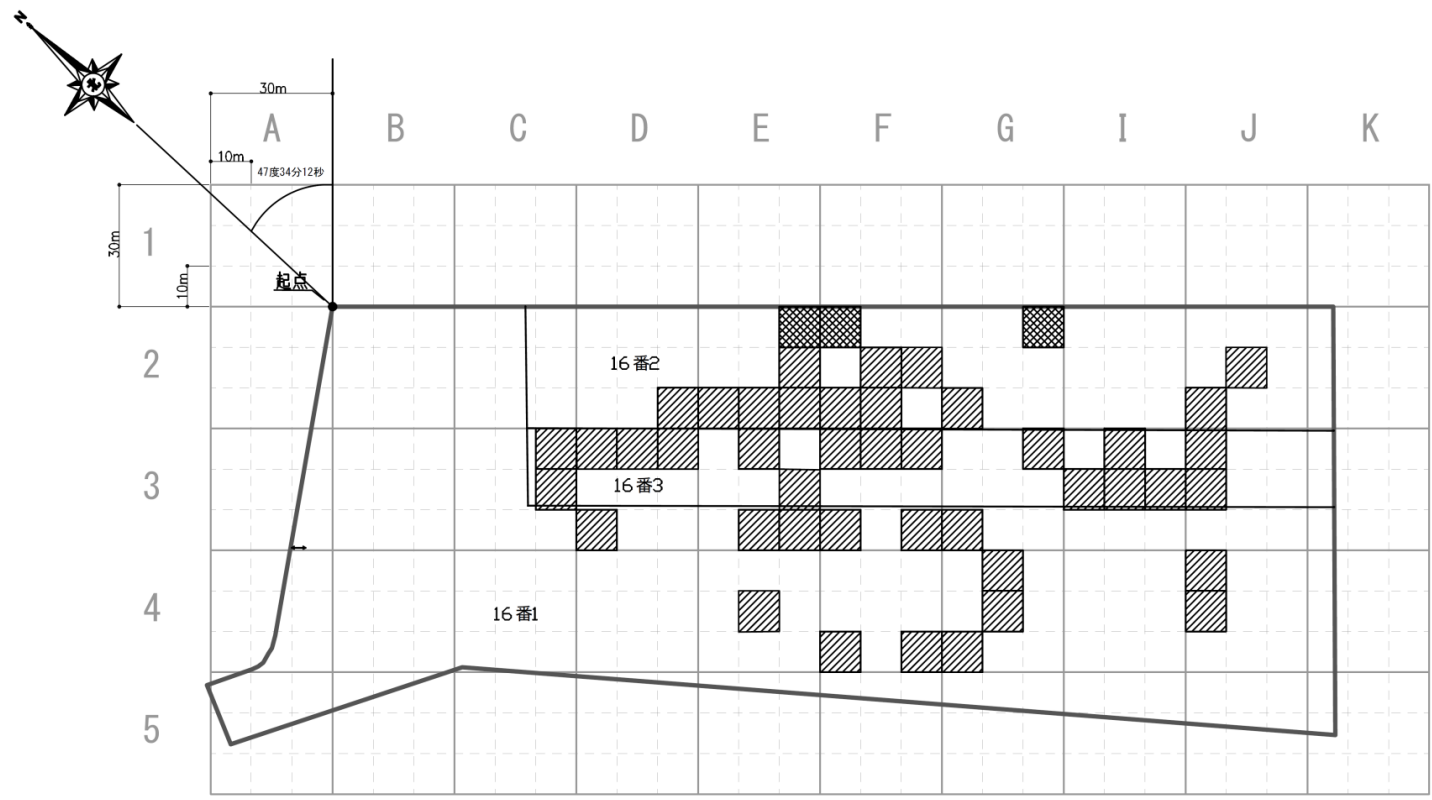
令和元年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県行田市富士見町一丁目十六番二の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

地番：埼玉県行田市富士見町一丁目

別 図



起点は埼玉県行田市富士見町一丁目  
16番1の最北端とする

格子の回転角度 47度34分12秒



形質変更時要届出区域



形質変更時要届出区域の指定を解除する区域

敷地境界

地番境界